岩手県告示第945号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年岩手県条例第22号)第6条の規定により、岩手県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

平成 18 年 9 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

人事行政の運営等の状況の公表

目次

- 第1 人事行政の運営の状況
 - 1 職員の任免及び職員数の状況
 - (1) 職員の任免
 - (2) 職員数
 - 2 職員の給与の状況
 - (1) 人件費の状況
 - (2) 職員給与費の状況
 - (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況
 - (4) 職員の初任給の状況
 - (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
 - (6) 一般行政職の級別職員数の状況
 - (7) 昇給期間短縮の状況
 - (8) 給与水準の状況
 - (9) 職員の手当の状況
 - (10) 特別職の報酬等の状況
 - 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
 - (1) 勤務時間
 - (2) 休息時間・休憩時間
 - (3) 週休日・休日
 - (4) 休暇
 - (5) 育児休業
 - 4 職員の分限及び懲戒処分の状況
 - (1) 分限制度の概要及び処分の状況
 - (2) 懲戒制度の概要及び処分の状況
 - 5 職員の服務の状況
 - 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
 - (1) 研修の概要
 - (2) 勤務成績の評定の概要
 - 7 職員の福祉及び利益の保護の状況
 - (1) 安全衛生管理
 - (2) 職員の健康管理
 - (3) 職員互助団体への補助
 - (4) 利益の保護の状況
- 第2 岩手県人事委員会からの平成17年度における業務の状況の報告
 - 1 職員の競争試験及び選考試験の状況
 - (1) 競争試験の実施状況
 - (2) 選考試験の実施状況
 - 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
 - (1) 報告の概要
 - (2) 勧告
 - 3 勤務条件に関する措置の要求の状況
 - 4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況
- 第1 人事行政の運営の状況
 - 1 職員の任免及び職員数の状況
 - (1) 職員の任免
 - ア 職員の採用

平成17年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

| 区 分 | 合 計 | 一般行政職 | 警察職 | 教育職 | 技能労務職 | 医療職その他 の職 |
|-------|-----|-------|-----|-----|-------|-----------|
| 新規採用 | 575 | 58 | 101 | 192 | 0 | 224 |
| 新規再任用 | 15 | 11 | 0 | 0 | 4 | 0 |

注 新規採用には、国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。

イ 職員の離職

平成17年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

| | 区 分 | 合 計 | 一般行政職 | 警察職 | 教育職 | 技能労務職 | 医療職その他 の職 |
|----|------|-----|-------|-----|-----|-------|--------------|
| 離 | 定年退職 | 424 | 90 | 29 | 198 | 10 | 97 |
| 職 | その他 | 813 | 132 | 53 | 359 | 4 | 265 |
| 再任 | 用の満了 | 9 | 8 | 0 | 0 | 1 | 0 |

(2) 職員数

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

| 区分 | | 職員 | 数 | 対前年増減数 | 主な増減理由 |
|---------|----|----------|-----------|---------------|--------------------|
| 部 門 | | 平成 18 年 | 平成 17 年 | | 土な増例珪田 |
| | 議会 | 35 | 35 | 0 | |
| | 総務 | 711 | 728 | △17 | 振興局再編に伴う事務の見直し |
| | 税務 | 213 | 218 | △5 | |
| | 民生 | 388 | 402 | △14 | 振興局再編に伴う体制の見直し |
| | 衛生 | 566 | 600 | △34 | 業務プロセス等の改善 |
| 一般行政部門 | 労働 | 156 | 152 | 4 | 雇用対策業務の増 |
| | 農林 | 1, 526 | 1,650 | △124 | 公共事業の一元化 |
| | 水産 | | | | |
| | 商工 | 164 | 207 | △43 | 工業技術センターの地方独立行政法人化 |
| | 土木 | 872 | 847 | 25 | 公共事業の一元化 |
| | 小計 | 4, 631 | 4,839 | △208 | |
| | 教育 | 13, 995 | 14, 239 | △244 | 児童、生徒数の減少 |
| 特別行政部門 | 警察 | 2, 389 | 2, 389 | | |
| | 小計 | 16, 384 | 16, 628 | △244 | |
| | 病院 | 4, 703 | 4, 753 | △50 | 配置職種の見直し |
| 公営企業等会計 | その | 153 | 159 | $\triangle 6$ | 企業局業務の見直し |
| 部門 | 他 | | | | |
| | 小計 | 4, 856 | 4, 912 | △56 | |
| 合 計 | | 25, 871 | 26, 379 | △508 | |
| | | (27,990) | (27, 967) | (23) | |

注 括弧内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況

(平成18年4月1日現在)

| 区分 | 20 歳 未満 | 20 歳 ~ 23 歳 | 24 歳 ~ 27 歳 | 28 歳 ~ 31 歳 | 32 歳 ~ 35 歳 | 36 歳 ~ 39 歳 | 40 歳 ~ 43 歳 | 44歳 ~ 47歳 | 48 歳 ~ 51 歳 | 52 歳 ~ 55 歳 | 56 歳 ~ 59 歳 | 60 歳 以上 | 計 |
|-----|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|-------------|
| 職員数 | 31 | 人 593 | 人 1,651 | 人 2, 431 | 人 3, 160 | 人 3, 440 | 人 3,517 | 人 3, 287 | 人 2,998 | 人 1,944 | 人 2, 768 | 人 51 | 人 25,871 |

ウ 定員適正化計画の数値目標(知事部局)

(ア) 定員適正化目標(数・率)

| 計画 | 可期間 | 数値目標 |
|-----------------|-----------|------------------------------|
| 始期 | 終期 | 平成 15 年度現員数の 8 % (400 人) の純減 |
| 平成 16 年 4 月 1 日 | 平成19年4月1日 | |

(イ) 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

| 部「 | 区分 | 平成 15 年 (計画前年) | 平成 16 年 (1 年目) | 平成 17 年 (2 年目) | 平成 18 年 (3 年目) | 平成 16~18 年計 | (参考) 平成 16~19 年度 数値目標 |
|----|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------------------|
| | 減員数 | | △106 | △133 | △157 | △396 (99.0%) | △400 |
| | 職員数 | 5, 013 | 4, 907 | 4,774 | 4, 617 | △8% | △8% |

- 注1 計画期間は、平成16年度から平成19年度までの4年間です。
 - 2 「(%)」の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

2 職員の給与の状況

県では、厳しい県財政等を踏まえ、職員給与費を抑制する特例措置を実施しています。具体的には次表に掲げるとおりです。

| | 抑制措置 | 対 象 | 内 容 |
|-------|-----------|---------|---|
| 特別職 | 給料月額の減額 | 知事 | 平成 17 年 4 月~ 7 月 50%減額 平成 17 年 8 月~平成 19 年 3 月 15%減額 |
| 1寸万小城 | 和竹刀 俄○沙夷俄 | 副知事・出納長 | 平成 17 年 4 月~ 6 月 20%減額 平成 17 年 7 月~平成 19 年 3 月 10%減額 |

| 一般職 | 給料の特別調整額(管理職 | 部長・室長級 | 平成 17 年 4 月~平成 19 年 3 月 25%減額 |
|------|--------------|--------|-------------------------------|
| 川又刊以 | 手当)の減額 | 総括課長級 | 平成 17 年 4 月~平成 19 年 3 月 15%減額 |

(1) 人件費の状況

県の職員は、知事、副知事及び出納長等の特別職の職員と一般職の職員とに区分されています。平成17年度中にこれらの職員に支払われた人件費の総額は2,068億5,635万3千円で、県の歳出総額の29.4パーセントです。

(普通会計決算見込額)

| | 区 分 | 住民基本台帳人 口(平成17年度 末) | 歳出額A | 実質収支 | 人件費B | 人件費率 B/A | (参考)平成 16 年度の人件費率 |
|---|----------|---------------------------|---------------|-------------|---------------|-------------|----------------------|
| Ī | | | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| | 平成 17 年度 | 1, 388, 164 人 | 704, 105, 704 | 1, 981, 637 | 206, 856, 353 | 29. 4 | 29. 3 |

注 人件費には、知事などの特別職の職員に支給される給料又は報酬、一般職の職員に支給される給料及び諸手当のほか、共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費などが含まれています。

(2) 職員給与費の状況

平成 18 年度の一般職の職員 21,790 人の給与費の予算額は 1,534 億 6,123 万 5 千円で、 1 人当たりの給与費は 704 万 3 千円です。

| 区分 | 職員数 | | 給 | 与 費 | | 一人当たり給与費 |
|----------|---------|--------------|--------------|------------|---------------|----------|
| E JJ | A | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | B/A |
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 平成 18 年度 | 21, 790 | 96, 497, 850 | 17, 933, 736 | 39,029,649 | 153, 461, 235 | 7, 043 |

- 注 職員手当には、退職手当及び児童手当は含まれていません。
- (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

一般行政職、警察職、高等学校教育職、小・中学校教育職及び技能労務職の職員の平均給料額等は、次のとおりです。 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
|----------|----------|----------|------|
| | 円 | 円 | 歳月 |
| 一般行政職 | 351, 368 | 411, 756 | 42 1 |
| 警察職 | 363, 812 | 481, 914 | 42 1 |
| 高等学校教育職 | 389, 049 | 486, 815 | 42 8 |
| 小・中学校教育職 | 394, 615 | 463, 006 | 42 5 |
| 技能労務職 | 326, 009 | 362, 512 | 46 1 |

- 注1 「平均給料月額」とは、平成 18 年 4 月 1 日現在におけるそれぞれの職種ごとの職員の基本給の平均です。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当 (期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除く。)の額を合計したものです。
 - 3 これらの額は、平成18年地方公務員給与実態調査に基づくものです。
- (4) 職員の初任給の状況

学校卒業後直ちに職員に採用された場合の初任給と採用後2年を経過した時点での給料月額は、次のとおりです。

(平成18年4月1日現在)

| | | 岩 | 手県 | | E |
|----------|-----|---------------|---------------|------------------------------------|---------------------------|
| 区分 | 初任給 | 2年後の給料 | 初任給 | 2年後の給料 | |
| 一般行政職 | 大学卒 | 円 170, 200 | 円 180, 400 | 円 (I種) 183,800 (II種) 170,200 | 円 192, 600 178, 600 |
| | 高校卒 | 138, 400 | 145, 400 | 138, 400 | 144, 100 |
| 警 察 職 | 高校卒 | 156, 200 | 166, 400 | 156, 200 | 164, 600 |
| 高等学校教育職 | 大学卒 | 190, 500 | 200, 800 | | |
| 小・中学校教育職 | 大学卒 | 190, 500 | 200, 800 | | |
| 技能労務職 | 高校卒 | 135, 600 | 142, 700 | 135, 600 | 141, 500 |

- 注1 高等学校教育職、小・中学校教育職については、国に該当職がありません。
 - 2 採用後 2 年を経過した時点の給料月額が異なるのは、昇給月が異なることによるものです。 1 年間に昇給する号数 は、国と同じです。
- (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

経験年数が10年、15年及び20年のそれぞれの職員の平均給料月額は、次のとおりです。

(平成18年4月1日現在)

| | 大学卒 | 円 | 円 | 円 |
|----------|-----|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 入子平 | 262, 006 | 351, 098 | 398, 897 |
| | 高校卒 | 217, 342 | 272, 677 | 352, 900 |
| 警察職 | 大学卒 | 278, 739 | 331, 707 | 405, 923 |
| 言宗順 | 高校卒 | 246, 500 | 295, 323 | 369, 880 |
| 高等学校教育職 | 大学卒 | 296, 403 | 352, 995 | 397, 597 |
| 问寸于汉教育城 | 高校卒 | 228, 225 | 263, 433 | 329, 385 |
| 小・中学校教育職 | 大学卒 | 298, 495 | 357, 541 | 396, 143 |
| | 短大卒 | 269, 800 | 332, 243 | 380, 753 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 220, 250 | 253, 900 | 279, 900 |

- 注1 「経験年数」とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間歴等のある場合にはその期間を 換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。
 - 2 これらの額は、平成18年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

職員は、従事する職務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、その適用される給料表に定める級に格付けされることになっていますが、行政職給料表が適用される一般行政職の職員の級ごとの標準的な職務内容、その職員数及び構成比は、次のとおりです。

(平成18年4月1日現在)

| | | | | 参 | 考 | | |
|--------|-----------------|--------|-------|---------|---------|---|---|
| 区分 | 区分標準的な職務内容 | | 構成比 | 1年前の構成比 | 5年前の構成比 | | |
| | | | | 人 | % | % | % |
| 1級 | 主事、技師 | 485 | 9. 5 | 2.5 | 3. 3 | | |
| | 主事、技師 | | | 8. 5 | 9. 2 | | |
| 2級 | 主事、技師 | 738 | 14. 4 | 15. 0 | 16.6 | | |
| 3級 | 主任、主査 | | 17.0 | 9. 4 | 8. 2 | | |
| 3 //02 | 主任、主査 | 903 | 17. 6 | 5. 4 | 6.8 | | |
| 4級 | 主査、主任主査 | 1, 442 | 28. 1 | 29. 2 | 26. 4 | | |
| 5級 | 主任主査、本庁の担当課長 | 1,072 | 20. 9 | 20. 5 | 20.6 | | |
| 6級 | 本庁の担当課長、本庁の総括課長 | 175 | 3. 4 | 3.8 | 3. 5 | | |
| 7級 | 本庁の総括課長 | 236 | 4. 6 | 4. 3 | 4. 0 | | |
| 8級 | 本庁の室長 | 57 | 1. 1 | 1. 1 | 1. 1 | | |
| 9級 | 本庁の部長 | 14 | 0.3 | 0.3 | 0. 2 | | |
| 10 級 | 本庁の企画理事 | 1 | 0.0 | _ | _ | | |
| 合 計 | | 5, 123 | 100.0 | 100. 0 | 100.0 | | |

- 注1 「標準的な職務内容」は、それぞれの級に該当する代表的な職名を掲げています。
 - 2 「職員数」は、一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 - 3 平成18年4月1日から給料表の級構成が11級から10級に変更されています。

(7) 昇給期間短縮の状況

職員の昇給期間短縮の状況は、次のとおりです。

| | 順具の升和期间起補の仏仇は、仏のとわりです。 | | | | | | | | |
|--|------------------------|------------------------------|-------------|------------|-------------|--------------|----------|--------------|--|
| | | | 代表的な職務 | | | | | | |
| | | 区分 | 一般行政職 | 警察職 | 高等学校教 育職 | 小・中学校教 育職 | 技能労務職 | 全職種 | |
| | 平 成 | 職員数 A | 人 5, 252 | 人 2,069 | 人 3,890 | 人 8,618 | 人 434 | 人 26, 378 | |
| | 17 年 度 | 普通昇給期間を短 縮して昇給した職 員数 B | 人 787 | 人 310 | 人 583 | 人 1, 292 | 人 65 | 人 3, 956 | |

| | % | % | % | % | % | % |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 比率 B/A | 15. 0 | 15. 0 | 15. 0 | 15. 0 | 15. 0 | 15. 0 |

(8) 給与水準の状況

当該団体の給与水準を他の団体や国と比較する方法としてラスパイレス指数による方法がとられています。このラスパイレス指数は、比較団体相互間の職員構成を同一にして、職種別、学歴別及び経験年数別に区分した職員数と平均給料月額を用いて算出するものです。

国を100とした場合の平成17年4月1日現在における本県職員のラスパイレス指数は、100.5です。

- (9) 職員の手当の状況
 - ア 期末手当・勤勉手当

(平成18年4月1日現在)

| 1人当たり平均支給額(平成 17 年度) | 1,756 千円 |
|----------------------------------|--|
| 平成 18 年度支給割合 | 期末手当 勤勉手当 6月期 1.4 月 0.725 月 (1.2 月) (0.925 月) 12月期 1.6 月 0.725 月 (1.4 月) (0.925 月) 計 3.0 月 1.45 月 (2.6 月) (1.85 月) |
| 加算措置の状況(職制上の段階、職務の級等 による加算措置) | 有 ※ 一般行政職の加算率 3級 5% 4、5級 10% 6、7級 15% 8、9、10級 20% |

- 注1 括弧内は、特定幹部職員(本庁の部長、室長等)に係る支給割合です。
 - 2 支給割合及び加算措置の内容は、国と同じです。

イ 退職手当

(平成18年4月1日現在)

| (支 給 率) | 自己都合 | 勧奨・定年 | | |
|------------|-------------|--------------|-----------------|--|
| 勤続 20 年 | 23.5 月分 | 30.55 月分 | | |
| 勤続 25 年 | 33.5 月分 | 41.34 月分 | | |
| 勤続 35 年 | 47.5 月分 | 59.28 月分 | | |
| 最高限度額 | 59.28 月分 | 59.28 月分 | | |
| 一人当たり平均支給額 | 4,877 千円 | 27,169 千円 | | |
| その他加算措置 定年 | 前早期退職者特例措置 | (2%~40%の割増し) | 国は2%~20%の割増しです。 | |
| その他加昇措直 定年 | ·則早期退職者特例措置 | (2%~40%の割増し) | 国は2%~20%の割増しです。 | |

注1 支給率は国と同じですが、定年前の早期退職者の特例措置については、職員構成の年齢による偏りの平準化及びより一層の新陳代謝の促進による組織の活性化を図るために実施しているものであり、その割増率は、国の割増率を上回るものとなっています。

なお、国を上回る措置については、平成18年度末までの措置です。

2 1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成18年4月1日現在)

| 支給実績(平成17年度決算見込み) | | | | 34,015 千円 |
|------------------------------|------|--------|----|-----------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算見込み) | | | | 515,378 円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員 | 員数 | 国の制度(支給率) |
| 東京 | 13 % | 17 人 | | 13 % |
| 名古屋・大阪 | 11 % | 8 人 | | 11 % |
| 福岡 | 7 % | 3 人 | | 7 % |
| 札幌・仙台 | 3 % | 1 人 | · | 3 % |

注 医師及び歯科医師の支給率は11%です。

エ 時間外勤務手当

| _ | 刊刊 到 | | | | | | | |
|---|---------------|--------------|---------------|--|--|--|--|--|
| | | 平成 16 年度決算 | 平成 17 年度決算見込み | | | | | |
| | 支給実績 | 2,752,639 千円 | 2,537,510 千円 | | | | | |
| | 職員1人当たり平均支給年額 | 399 千円 | 395 千円 | | | | | |

才特殊勤務手当

(平成18年4月1日現在)

| 支給実績(平成17年度決算見込み) | 899, 194 千円 |
|------------------------------|-------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算見込み) | 105, 688 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 45.9 % |

| 手当の種類(手当数) | | ナナーシントンドマポックト | 49 |
|-----------------|---|---|-------------------------------------|
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 徴税手当 | 総務部税務課、振興局税務 部、東京事務所等に勤務する 職員 | 県税の賦課徴収に関する業務 | 月額 給料月額の 10/100 (最高限度 20,000円) |
| 防疫等作業手当 | 防疫に従事する職員、県立病 院等に勤務する医師、看護師 等 | 感染症等の疑いがある 家畜に対する防疫作 業、犬の捕獲、処分、 薬殺の作業、病棟にお いて行う結核又は感染 症の患者の診療、看護 等の業務 | 日額 210~380円 |
| と畜検査等手当 | と畜検査員又は食鳥検査員 | と畜検査、食鳥検査 | 月額 給料月額の 2/100~8/100 |
| 放射線取扱手当 | 保健所、生物工学研究所又は 都南の園に勤務する職員 | X 線その他の放射線を 人体に対して照射する 作業又は放射線障害防 止のため行う作業 | 月額 給料月額の 12/100 又は日客 230円~1,900円 |
| 環境衛生検査等業 務手当 | 環境衛生指導員 | 一般廃棄物処理施設、 産業廃棄物処理施設又 は浄化槽の立入検査 | 日額 230円 |
| 社会福祉業務手当 | 振興局保健福祉環境部、福祉 総合相談センター、児童相談 所等の職員 | 生活保護に係る業務、 更生措置等を要する者 又は要保護女子等に面 接して行う相談・指導 業務 | 月額 12,800 円又は日額 610 円 |
| 社会福祉施設等勤務手当 | 都南の園、杜陵学園、盲学校、 ろう学校又は養護学校に勤 務する職員 | 入所者又は児童若しく は生徒の介助又は指導 を補助する業務 | 日額 270円 |
| 精神保健福祉業務 手当 | 保健福祉部障害保健福祉課、 保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員 | 精神保健関係調査業務、精神障害者の移送 業務又は精神障害者の 福祉に関する相談指導 業務 | 日額 290円 |
| 有害物取扱手当 | 保健所、病害虫防除所、家畜 保健衛生所等に勤務する職 員 | 労働安全衛生法施行令 に規定する有害物を取 扱う業務 | 日額 290円 |
| 衛生検査業務手当 | 保健所、環境保健研究センター、都南の園又は北上川上流 流域下水道事務所に勤務す る職員 | 病理試験、細菌試験又 は化学的試験・検査 | 月額 給料月額の4/100~8/100 又に 日額 230 円 |
| 公害防止等業務手 当 | 振興局保健福祉環境部、環境 保健研究センター等に勤務 する職員 | 公害の防止等県民生活 の生活環境の保全のた め実施する立入検査 | 日額 230円 |
| 看護師養成指導手 | 高等看護学院に勤務する看 護師 | 看護師の養成指導業務 | 月額 給料月額の 7/100 |
| 医師手当 | 県立病院等に勤務する医師 又は歯科医師 | 医療業務又は救急等の 緊急業務 | 給料月額の20/100に270,000円の 囲内の額を加算した額 |
| 夜間看護手当 | 都南の園、県立病院等に勤務 する看護師等 | 正規の勤務時間による 勤務の一部又は全部が 深夜において行われる 看護等の業務 | 1回 2,000円~6,200円 |
| 爆発物取締業務手 当 | 総務部総合防災室等に勤務 する職員又は警察職員 | 火薬庫の保安検査、火 薬類に係る立入検査又 は高圧ガス製造施設の 保安検査・立入検査 | 日額 250円 |
| 犯則取締等手当 | 総務部税務課、漁業取締事務 所等に勤務する職員 | 地方税法の規定に基づ く 犯 則 事件 の 調 査 業 務、漁業関係取締業務 | 日額 400円~550円 |
| 消防訓練指導手当 | 消防学校に勤務する職員 | 救助訓練、火災防御訓 練等における指導業務 | 日額 720円 |
| 職業訓練指導手当 | 産業技術短期大学校、高等技 術専門校等に勤務する職業 | 職業訓練業務 | 月額 給料月額の 7/100 |

| | 訓練指導員 | | |
|-------------------|--------------------------|--|---|
| 農業研修業務手当 | 農業大学校に勤務する職員 | 研修業務 | 月額 給料月額の 2/100~7/100 |
| 種雄牛馬等取扱手 | 家畜保健衛生所、農業研究セ | 種雄牛馬等の自然交配 | 日額 230円 |
| 当 | ンター又は農業大学校に勤 | 等のため種雄牛馬等を | |
| ウェル ba ba u 米 bb | 務する職員 | 御する作業 | D## 17 000 FF 7) FF## 000 FF |
| 家畜保健衛生業務 | 振興局農政部若しくは農林 | 家畜保健衛生業務 | 月額 17,600円又は日額 830円 |
| 手当 | 部、家畜保健衛生所、農業研究は、常常に対象する際 | | |
| | 究センター等に勤務する職 員 | | |
| 用地交渉等手当 | 振興局農政部、農林部、水産 | 土地の取得等に係る交 | 日額 650円 |
| 用地父伊寺于ヨ | 部、土木部等に勤務する職員 | | 日祖 650円 |
| 高所作業手当 | 農林水産部森林保全課等に | 地上又は水面上10メー | 日額 200 円~220 円 |
| 同川下来十日 | 数務する職員 | トル以上の足場の不安 | 日報 200 円 220 円 |
| | 到7万) 公相联兵 | 定な箇所で行う測量、 | |
| | | 調査、若しくは工事の | |
| | | 監督の作業又は保守点 | |
| | | 検の作業 | |
| 坑内作業手当 | 振興局農政部、農林部、水産 | トンネルの掘削作業 | 日額 450円 |
|) | 部、土木部等に勤務する職員 | The state of the s | 11.00 |
| 深所作業手当 | 振興局農政部、農林部、水産 | 橋脚の基礎工事その他 | 日額 220円 |
| • | 部、土木部等に勤務する職員 | 港湾、河川等における | |
| | | これらに類する工事に | |
| | | おいて、水面下4メー | |
| | | トル以上の深所で行う | |
| | | 作業 | |
| 災害応急作業等手 | 振興局農政部、農林部、水産 | 重大な災害の際に行う | 日額 350円~910円 |
| 当 | 部、土木部等に勤務する職員 | 巡回監視業務又は災害 | |
| | | 発生箇所で行う応急作 | |
| N/=== 1 // N// 14 | | 業 | |
| 道路上作業手当 | 振興局土木部等に勤務する | 交通を遮断することな | 日額 300円 |
| | 職員 | く行う道路の維持修繕 | |
| 刑事作業手当 | 警察職員 | の作業 犯罪の捜査又は被疑者 | 月額 7,000 円~11,800 円又は日額 |
| 川尹仆未丁ヨ | 言宗城員 | 逮捕の作業、警ら作業、 | 230 円~4,600 円 |
| | | 犯罪鑑識作業、死体処 | 250 1 -1,000 1 |
| | | 理作業又は留置人看守 | |
| | | 作業 | |
| 夜間特殊業務手当 | 警察職員 | 正規の勤務時間による | 1回 410円~1,100円 |
| | | 勤務の一部又は全部が | · |
| | | 深夜において行われる | |
| | | 業務 | |
| 航空手当 | 回転翼航空機に搭乗する職 | 回転翼航空機に搭乗し | 1時間 1,900円~5,100円 |
| | 員 | て行う操縦業務、整備 | |
| | | 業務、捜索救難又は犯 | |
| | | 罪の捜査 | |
| 多学年学級手当 | 教育職員 | 2 以上の学年の児童又 | 日額 290 円~350 円 |
| | | は生徒で編成されてい | |
| | | る学級で行う授業又は | |
| ≇価エル | 国力の古然労長に埋みよっ | 指導 | 1 味明 600 円 |
| 講師手当 | 県立の高等学校に勤務する 教育職員 | 2 の課程の授業に従事した場合 | 1 時間 600 円 |
| 漁ろう手当 | 教育職員 船員 |) 漁ろう作業 | ┃ ┃ 1 航海 (漁獲水揚総収入-販売手数 |
| 1〜0ノナヨ | //山 只 | 1ぶつノド表 | 1 机伊 (漁獲水物総収入一販元子級 料)×(10~20)/100 以内で任命権 |
| | | | 者が 本 |
| 用船手当 | | 用船された船舶に乗船 | 有が足める。 用船料× (10~20) /100 以内で任命 |
| / 14/3H → □ | AH 🗷 | した場合 | 権者が定める。 |
| 航海手当 | 船長、上席航海士、上席通信 | 船舶に乗船して航海し | 日額 370 円~540 円 |
| <i>,</i> ₩₩, ₩ ₩ | 士、上席機関士等の職員 | た場合 | |
| 教員特殊業務手当 | 教育職員 | 学校の管理下において | 日額 900 円~3, 200 円 |
| | | 行う非常災害時等の緊 | -,,- |
| | | | |
| | | 急業務又は修学旅行等 | |

| | | 導業務 | |
|-----------------|---|--|--|
| 水産教育実習指導 手当 | 県立の高等学校に勤務する 教頭、教諭、助教諭、常勤の 講師又は実習助手 | 練習船に乗船して行う 水産教育実習の指導業 務 | 日額 1,700円 |
| 教育業務連絡指導 手当 | 県立の高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校に勤務 する教諭等 | 教務その他の教育に関する業務についての連 絡調整及び指導助言の 業務 | 日額 200円 |
| 潜水手当 | 潜水業務に従事する職員 | 潜水業務 | 潜水深度により 1 時間当たり 300 円 ~1,500 円 |
| 海外事務所勤務手当 | 海外事務所に勤務する職員 | 外国に所在する機関で 行う業務 | 国の外務公務員に準じる。ただし、 在勤基本手当は 80/100、配偶者手当 は扶養手当額を控除する。 |
| 診療応援手当 | 県立病院等に勤務する医師 又は歯科医師 | 医師の欠員等の理由に より、病院相互の間で 診療のため行う応援業 務 | 日額 55,000円の範囲内 |
| 当直等診療業務手 当 | 県立病院等に勤務する医師 | 当直勤務の時間内及び 深夜における診療 | 1時間 2,000円の範囲内 |
| 早出勤務手当 | 県立病院等に勤務し、3交代 勤務及び特殊交代勤務であ る職員 | 早出勤務をした職員 | 1回 500円~800円 |
| 病院業務手当 | 県立病院等に勤務する医療 技術等職員 | 病院業務 | 月額 5,100円~39,000円 |
| 特殊現場業務手当 | 企業局職員 | 発電施設、工業用水供 給施設の保守点検業務 に従事したとき | 日額 710 円~800 円 |
| 危険作業手当 | 企業局職員 | 発電所、発電所建設事 務所、工業用水道事務 所等で行う特に危険を 伴う作業 | 日額 300円~700円 |
| 夜間特殊業務手当 | 企業局施設総合管理所発電 課職員 | 正規の勤務時間による 勤務の全部が深夜(午 後10時後翌日の午前5 時前をいう。)におい て行われる発電所の運 転の操作及び監視の業 務 | 日額 940 円~1, 100 円 |
| 压搾空気内作業手 当 | 企業局職員 | 圧搾空気内で行う点 検、検査、監督等の作 業 | 1 時間 210 円 |
| 特殊自動車運転作 業手当 | 振興局土木部、農業研究セン ター、農業大学校等に勤務す る技能労務職の職員 | 特殊自動車の運転作業 又は除雪車による除雪 作業 | 日額 300円~450円 |

カ その他の手当

(平成18年4月1日現在)

| 手当名 | 内容(主な支給単価) | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる 内容 | 支給実績(平成 17年度決算見 込み) | 支給職員 1 人当 たり平均支給年 額 (平成 17 年度 決算見込み) |
|------|--------------------|----------|----------------|---------------------------|---|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給 | 同じ。 | | 2,574,786 千円 | 232, 318 円 |
| | されます。(月額 :配偶者 | | | | |
| | 13,000 円、その他の者1人 | | | | |
| | 当たり5,000円~11,000円) | | | | |
| 住居手当 | 賃貸住宅居住者及び自宅居 | 異なる。 | 自宅居住者に係る | 1,648,373 千円 | 233, 712 円 |
| | 住者等に支給されます。(月 | | 手当額が国は | | |
| | 額:賃貸住宅居住者 27,000 | | 2,500円ですが、他 | | |
| | 円以下、自宅居住者 3,000 | | 県との均衡を考慮 | | |
| | 円) | | し、本県は 3,000 | | |
| | | | 円としています。 | | |
| 通勤手当 | 通勤のために交通機関を利 | 異なる。 | 本県の地理的事情 | 2,071,055 千円 | 125,877 円 |
| | 用し、又は交通用具等を使 | | を考慮し、交通機関 | | |

| F. | | 1 | Larm to take at the | Г | |
|---------------------|--------------------|---------|---------------------|----------------|---------------|
| | 用している職員に支給され | | 利用者に係る積算 | | |
| | ます。(月額:交通機関利 | | 方法及び交通用具 | | |
| | 用者 65,000 円以下、交通用 | | 等使用者に係る限 | | |
| | 具等使用者 33,000 円以下) | | 度額が異なります。 | | |
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある | 同じ。 | | 1,321,620 千円 | 644, 692 円 |
| (給料の特 | 職員に支給されます。(月 | | | | |
| 別調整額) | 額:給料月額×25/100以下) | | | | |
| 産業教育手 | 高等学校の農業、農業実習、 | _ | 国に制度なし | 180,665 千円 | 441, 723 円 |
| 当 | 水産、水産実習、工業又は | | | | |
| | 工業実習の教諭及び実習助 | | | | |
| | 手に対して支給されます。 | | | | |
| | (月額:給料月額の 8/100) | | | | |
| 初任給調整 | 医師、歯科医師及び獣医師 | 同じ。 | | 54, 296 千円 | 1, 262, 697 円 |
| 手当 | として新たに採用された職 | | | | |
| | 員に対して支給されます。 | | | | |
| | (月額:307,900円以下) | | | | |
| 単身赴任手 | 異動等に伴い、住居を移転 | 異なる。 | 本県の地理的事情 | 531,883 千円 | 301,009 円 |
| 当 | し、やむを得ず配偶者と別 | | を考慮して、国の | , | |
| | 居することとなった職員に | | 100~300 kmの区分 | | |
| | 対して支給されます。(月 | | を 100 kmずつの 2 | | |
| | 額:23,000 円、交通距離に | | 区分としています。 | | |
| | より加算有り) | | | | |
| 特地勤務手 | 生活の著しく不便な地に所 | 異なる。 | 本県の地理的事情 | 23, 280 千円 | 103, 466 円 |
| 当 | 在する公署に勤務する職員 | 7 3 20 | を考慮して、国と異 | 20,200 111 | 100, 100 1 |
| | に対して支給されます。(月 | | なる支給率として | | |
| | 額:給料月額及び扶養手当 | | います。(国:25/100 | | |
| | 額の合計×18/100以下) | | 以下) | | |
| へき地手当 | 生活の著しく不便な地に所 | _ | 国に制度なし | 543, 344 千円 | 400, 400 円 |
| 、6地丁目 | 在する学校等に勤務する職 | | 国に朋友なし | 040, 044 1 | 400, 400 1 |
| | 員に対して支給されます。 | | | | |
| | (月額:給料月額及び扶養 | | | | |
| | | | | | |
| | 手当額の合計×18/100 以 | | | | |
| 卢叶加汉 | 下) | | 园) z 出版表) | 60 450 T III | 501 000 FI |
| 定時制通信 | 定時制教育及び通信制教育 | _ | 国に制度なし | 63,472 千円 | 561, 699 円 |
| 教育手当 | に従事する教育職員に対し | | | | |
| | て支給されます。(月額: | | | | |
| N =t tr t tr | 給料月額×8/100以下) | | | | |
| 義務教育等 | 高等学校等に勤務する教育 | _ | 国に制度なし | 2, 133, 667 千円 | 170, 980 円 |
| 教員特別手 | 職員に対して支給されま | | | | |
| 当 | す。(月額:20,200円以下) | | | | |
| 農林漁業普 | 農業、林業若しくは水産業 | _ | 国に制度なし | 154, 273 千円 | 640, 136 円 |
| 及指導手当 | を行う者又はこれらに従事 | | | | |
| | する者に接して、農業、農 | | | | |
| | 村生活、林業又は水産業に | | | | |
| | 関する技術及び知識を普及 | | | | |
| | 指導することを職務とする | | | | |
| | 職員等に支給されます。(給 | | | | |
| | 料月額×8/100以下) | | | | |
| 寒冷地手当 | 11 月から翌年3月までの間 | 異なる。 | 国では「在勤する官 | 1,447,679 千円 | 67,711 円 |
| | 現に支給地域に居住する職 | | 署」の地域に応じて | | |
| | 員に対して支給されます。 | | 支給されますが、本 | | |
| | (月額:7,360 円~23,360 | | 県では「居住する」 | | |
| | 円) | | 地域に応じて支給 | | |
| | | | されます。 | | |
| 宿日直手当 | 宿直又は日直勤務すること | 同じ。 | | 624, 260 千円 | _ |
| — | を命ぜられたときに支給さ | | | | |
| | れます。(勤務1回:4,200 | | | | |
| | 円) | | | | |
| 管理職員特 | 特定管理職員等が週休日又 | 同じ。 | | 10,914 千円 | _ |
| 別勤務手当 | は休日等に勤務した場合に | 11-3 00 | | 10,011 1 | |
| 7/1 <i>3</i> /1/7/T | 支給されます。(勤務1回: | | | | |
| | 12,000 円以下) | | | | |
| | | | | | |

| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられている職員に対して支給されます。(1時間: | 同じ。 | 127, 679 千円 | _ |
|------------|--|-----|-------------|---|
| | 勤務 1 時間当たりの給与額の 25/100) | | | |
| 休日勤務手 当 | 休日に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されます。(1時間:勤務1時間当たりの給与額の135/100) | 同じ。 | 593, 694 千円 | - |

注 勤務実績により支給される手当については、1人当たりの平均支給額の記載を省略しています。

(10) 特別職の報酬等の状況

知事、副知事又は出納長の給料月額並びに県議会の議長、副議長及び議員の報酬月額は、次のとおりです。 また、これらの者には期末手当が支給されますが、その支給率は年間 3.35月分です。

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

| | (千成10 千4万1日 現住) |
|-----------------|------------------------------|
| 区 分 | 給料月額等 |
| 知 事 | 1, 240, 000 円(1, 054, 000 円) |
| 副知事 | 960,000 円(864,000 円) |
| 出納長 | 810,000 円(729,000 円) |
| 議長 | 890, 000 円 |
| 副議長 | 800, 000 円 |
| 議員 | 770, 000 円 |
| fn 由 | (平成 18 年度支給割合) |
| 知 副知事 出納長 | 6月期 1.6月分 |
| | 12月期 1.75月分 |
| | 計 3.35月分 |
| 業上 | (平成 18 年度支給割合) |
| | 6月期 1.6月分 |
| | 12 月期 1.75 月分 |
| | 計 3.35月分 |
| 知 事 | 給料月額×在職月数×0.65により算定する額 |
| 副知事 | 給料月額×在職月数×0.45 により算定する額 |
| 出納長 | 給料月額×在職月数×0.30 により算定する額 |
| | 知 |

注 知事、副知事及び出納長の給料は、平成18年4月1日現在、括弧内の額に減額しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について8時間、1週間について40時間です(日曜日及び土曜日は週休日)。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の定める規程等により、午前8時30分から午後5時15分までとしています。また、交代制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、本庁及び盛岡地区の出先機関においては、始業時刻を午前9時、終業時刻を午後5時45分とする時差出勤を実施しています。

(2) 休息時間・休憩時間

一般的な職員の休息時間は、正午から午後0時15分まで及び午後3時から午後3時15分までの2回とし、休憩時間は、午後0時15分から午後1時までの45分としています。

(3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日を別に定めています。

(4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年付与される年次休暇と、特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等の事由を 24 項目設けています。

(5) 育児休業

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的として設けた制度です。

平成14年度には対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。

平成17年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

| 処分の種類 処分事由 | 降任 | 免 職 | 休 職 | 合 計 |
|------------------------------------|----|-----|-----|-----|
| 勤務実績がよくない場合 | 4 | 0 | | 4 |
| 心身の故障の場合 | 0 | 0 | 232 | 232 |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 0 | 0 | | 0 |
| 職制、定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を 生じた場合 | 0 | 0 | | 0 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | | | 2 | 2 |
| 学校、研究所等において調査、研究等に従事する場合 | | | 0 | 0 |
| 災害により生死不明又は所在不明となった場合 | | | 0 | 0 |
| 合計 | 4 | 0 | 234 | 238 |

注 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法(昭和25年法律第261号)等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。

平成17年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

| 処分の種類 処分事由 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免 職 | 合計 |
|--------------------------|----|----|----|-----|----|
| 給与・任用に関する不正 (給与不正領得等) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般服務違反関係 (欠勤、勤務態度不良等) | 7 | 3 | 0 | 1 | 11 |
| 一般非行関係 (傷害、異性関係非行等) | 3 | 3 | 5 | 0 | 11 |
| 収賄等関係 (収賄、横領等) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 道路交通法違反 | 35 | 2 | 5 | 2 | 44 |
| 監督責任 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 合 計 | 49 | 8 | 10 | 3 | 70 |

5 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、民間企業の勤労者とは異なる服務上の強い制約が課されています。これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、4(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員(県費負担教職員)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により、市町村教育委員会がその服務を監督すると定められています。

本県においては、職員の職務に係る倫理の保持に関する条例(平成13年岩手県条例第13号)を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を規定するとともに、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与の禁止及び制限等に関して規定しています。

なお、平成16年7月から、各所属にコンプライアンス推進員を置くとともに、所属長が月に1度は職員に対してコンプライアンスに関する訓示を行うなど、コンプライアンス推進体制の構築に向けた取組みを行っています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

職員の研修は、職員の能力開発による組織力の発揮を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。 なお、教育公務員については、教育公務員特例法において、絶えず研究と修養に努めなければならないことが規定されて おり、より豊富な研修の機会が設けられています。

平成17年度に行われた主な研修には、次のようなものがあります。

知事部局実施の研修

| 基本研修 | 新採用職員研修、中堅職員研修、新任主査研修、新任担当課長研修、新任総括課長研修、基礎 |
|------|---|
| | TIT lbr |
| | 研修 |
| 選択研修 | 政策形成演習講座、ロジカルライティング講座、行政法基礎講座、ファシリテーションスキル |
| | 養成講座、折衝力養成講座等 |
| 特別研修 | 部課長研修、トップマネジメント研修、コンプライアンス推進員研修、新採用職員指導者研修、 |
| | 法人検査実務研修 |
| 派遣研修 | 政策課題海外派遣研修、自治大学校派遣研修、東北自治研修所派遣研修、民間企業派遣研修、 |
| | 大学院派遣研修等 |
| その他 | ビジネスキャリア通信研修、通信教育講座 |

注 他の任命権者の職員が受講し、又は参加する研修等も含まれています。

他任命権者実施の研修

| I I I I I I I I I I I I I I I I I I I | |
|---------------------------------------|--|
| 教育委員会 | 採用候補者研修会、転入職員等研修、県立学校用務員研修等 |
| 警察本部 | 基本研修(初任科・初任総合科、警部補・巡査部長任用科)、部門別任用科研修(生活安全任 用科、刑事任用科等)、部門別専科研修(警務部関係、生活安全部関係等)、ポリス・ジャン プ研修等 |
| 医療局 | 新採用職員研修、一般職員初級・中級・上級研修、新任監督者研修、現任主任看護師研修、リスクマネジメント研修、看護研究基礎研修、経営品質向上研修等 |
| 企業局 | 新任職員研修、安全衛生業務研修(安全セミナー等)、専門技術研修(電気・機械)等 |

(2) 勤務成績の評定の概要

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することを通じて転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。 現在、地方公務員を含む公務員制度改革が議論されており、当県においては、従来の勤務評定制度に替え、新たな人事評価制度を平成18年4月から本格的に導入することとしました。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び各任命権者の定める安全衛生管理規程等に基づき、総括安全衛生管理者又は産業医、安全管理者及び衛生管理者の選任並びに安全衛生委員会等の設置を行っています。

(2) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に定期健康診断及び指定年齢健康診断を、特定の有害業務従事者を対象に特殊業務従事者健康診断を実施しているほか、希望者に対して、肺がん検診、VDT検診等を実施しています。

(3) 職員互助団体への補助

職員互助会に関する条例(昭和25年岩手県条例第59号)の規定に基づき、職員の組織する4つの互助団体に対して、その運営のため平成17年度において総額1億265万5千円の補助金を交付しました。なお、平成18年度においては、互助団体への補助の見直しを行い、3互助団体に対する補助を廃止し、1互助団体に対する補助として3,221万5千円を予算措置しています。

(4) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。 勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員 が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分 に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。こ れらの制度の状況は、「第2 岩手県人事委員会からの平成17年度における業務の状況の報告」の3及び4のとおりです。

第2 岩手県人事委員会からの平成17年度における業務の状況の報告

1 職員の競争試験及び選考試験の状況

(1) 競争試験の実施状況

| | 採用予 | | | 第1次試験 | | | 第2岁 | 大試験 | |
|------|-----|------|------|-------|------------------|-----|------|------|------|
| 試験区分 | 定数 | 申込者数 | 受験者数 | 合格者数 | 受験率 | 倍率 | 受験者数 | 合格者数 | 最終倍率 |
| | C 数 | A | В | С | $B/A \times 100$ | B/C | 文映有数 | D | B/D |

| | | | | | | 0/ | <i>t</i> -1. | | | £-la |
|----|---------|------|--------|--------|-----|-------|--------------|-----|-----|-------|
| | | 人 | 人 | 人 | 人 | % | 倍 | 人 | 人 | 倍 |
| | 一般行政 A | 6 | 610 | 472 | 44 | 77. 4 | 10. 7 | 41 | 10 | 47. 2 |
| | 一般行政 B | 1 | 123 | 109 | 20 | 88. 6 | 5. 5 | 17 | 4 | 27. 3 |
| | 社会福祉 | 2 | 58 | 48 | 11 | 82.8 | 4. 4 | 11 | 3 | 16.0 |
| | 心理 | 1 | 33 | 26 | 8 | 78.8 | 3. 3 | 7 | 2 | 13.0 |
| I | 農学 | 1 | 61 | 53 | 10 | 86. 9 | 5. 3 | 10 | 3 | 17.7 |
| 種 | 畜産 | 1 | 17 | 16 | 5 | 94. 1 | 3. 2 | 4 | 2 | 8.0 |
| | 林学 | 1 | 22 | 19 | 5 | 86. 4 | 3.8 | 4 | 2 | 9.5 |
| | 水産 | 1 | 14 | 11 | 5 | 78.6 | 2. 2 | 5 | 2 | 5. 5 |
| | 総合土木 | 1 | 71 | 57 | 10 | 80.3 | 5. 7 | 9 | 3 | 19.0 |
| | 総合化学 | 1 | 47 | 39 | 5 | 83.0 | 7.8 | 5 | 2 | 19.5 |
| | 計(10職種) | 16 | 1,056 | 850 | 123 | 80. 5 | 6. 9 | 113 | 33 | 25.8 |
| П | 一般事務 | 2 | 448 | 365 | 18 | 81.5 | 20. 3 | 16 | 3 | 121.7 |
| 種 | 栄養 | 5 | 73 | 62 | 15 | 84. 9 | 4. 1 | 15 | 6 | 10.3 |
| 7里 | 計(2職種) | 7 | 521 | 427 | 33 | 82. 0 | 12. 9 | 31 | 9 | 47. 4 |
| Ш | 一般事務 | 2 | 165 | 149 | 12 | 90.3 | 12. 4 | 12 | 4 | 37. 3 |
| 種 | 警察事務 | 6 | 142 | 125 | 25 | 88.0 | 5.0 | 24 | 8 | 15.6 |
| 1里 | 計 (2職種 | 8 | 307 | 274 | 37 | 89. 3 | 7.4 | 36 | 12 | 22.8 |
| | 警察官 A | 36 | 549 | 468 | 161 | 85. 2 | 2. 9 | 132 | 50 | 9.4 |
| | (男性) | (14) | (13) | (6) | | 46. 2 | | | | |
| | 警察官 A | 4 | 137 | 109 | 23 | 79. 6 | 4. 7 | 19 | 6 | 18. 2 |
| 荷攵 | (女性) | | | | | | | | | |
| 警察 | 警察官 B | 20 | 616 | 543 | 113 | 88. 1 | 4.8 | 106 | 28 | 19. 4 |
| | (男性) | (8) | (23) | (21) | | 91. 3 | | | | |
| 官 | 警察官 B | 4 | 133 | 116 | 23 | 87.2 | 5.0 | 21 | 6 | 19.3 |
| | (女性) | | | | | | | | | |
| | 計(4職種) | 64 | 1, 435 | 1, 236 | 320 | 86. 1 | 3. 9 | 278 | 90 | 13. 7 |
| 合計 | (18 職種) | 95 | 3, 319 | 2, 787 | 513 | 84. 0 | 5. 4 | 458 | 144 | 19. 4 |

- 注1 採用予定者数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数です。
 - 2 受験者数は、途中棄権者を含む数です。
 - 3 警察官の数は、本県を第一志望とする者の数です。括弧内の数は、共同試験実施に係る他都県を第一志望とする者の数です。

(2) 選考試験の実施状況

ア 身体障害者を対象とした選考試験

| _ | 71 II T I I C / 1 / 2 / | | | | | | | | |
|---|-------------------------|-----------|-----------|-----------|----------------|-----------|------|------------------|-------------|
| | | 第1次試験 | | | | | 第2 | | |
| | 採用予定数 | 申込者数 A | 受験者数 B | 合格者数 C | 受験率 B/A×100 | 倍率 B/C | 受験者数 | 合格者数 D (採用者数) | 最終倍率 B/D |
| Ī | 人 | 人 | 人 | 人 | % | 倍 | 人 | 人 | 倍 |
| | 3 | 12 | 12 | 5 | 100.0 | 2.4 | 5 | 3 (2) | 4.0 |

イ 警察官(武道指導)採用選考試験

| | | 第 | 1 次試験 | | | 第2 | 最終倍率 | |
|-------|------|------|-------|------------------|------|------|--------|-------------|
| 採用予定数 | 申込者数 | 受験者数 | 合格者数 | 受験率 | 倍率 | 受験者数 | 合格者数 D | 取於百年 B/D |
| | A | В | C | $B/A \times 100$ | B/C | 文帜有效 | (採用者数) | D/ D |
| 人 | 人 | 人 | 人 | % | 倍 | 人 | 人 | 倍 |
| 4 | 22 | 18 | 16 | 81.8 | 1. 1 | 16 | 4(4) | 4.5 |

ウ 行政職 (考古学専門職員) 採用選考試験

| | | 第 | 1 次試験 | | | 第2 | 最終倍率 | |
|-------|------|------|-------|------------------|-----|------|--------|-------------|
| 採用予定数 | 申込者数 | 受験者数 | 合格者数 | 受験率 | 倍率 | 受験者数 | 合格者数 D | 取於百平 B/D |
| | A | В | С | $B/A \times 100$ | B/C | 文凞有奴 | (採用者数) | D/ D |
| 人 | 人 | 人 | 人 | % | 倍 | 人 | 人 | 倍 |
| 1 | 62 | 56 | 6 | 90.3 | 9.3 | 6 | 1 (1) | 56 |

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

岩手県人事委員会は、平成17年10月3日、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その概要は、次のとおりです。

(1) 報告の概要

ア 職員の給与を決定する基礎的諸条件の調査研究

職員(一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)、市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号)、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成12年岩手県条例第62号)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年岩手県条例第56号)の適用を受ける職員をいいます。)の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計

費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行いました。

イ 民間との給与比較

職員の給与が県内民間従業員の給与を上回っている状況(逆較差)にあります。

| 公民比 | 較給与 | 較差 A-B | | | |
|------------|--------------|--------------|----------|--|--|
| 民間 A | 職員 B | 較差額 | 較差率 | | |
| 366, 209 円 | 379, 762 円 | △13, 553 円 | △3. 57% | | |
| | (380, 609 円) | (△14, 400 円) | (△3.78%) | | |

注 括弧内は、アに記載する条例の附則による減額前の額です。

ウ 物価及び生計費

(ア) 物価

平成 17 年 4 月における消費者物価指数は、平成 16 年 4 月に比べ盛岡市では 0.6%上回り、全国では昨年と同水準となっています。

(イ) 生計費

平成17年4月における盛岡市の標準生計費は、次のとおりとなりました。

| 世帯人員 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 月額 | 121, 700 円 | 163, 590 円 | 193, 530 円 | 223, 490 円 | 253, 440 円 |

エ 本県と国及び東北他県との給与比較

(ア) 国家公務員との比較

平成16年4月における本県の行政職給料表適用職員の給与水準は、国家公務員の給与を100とすると98.2となっています。

なお、本県職員においては、平成 16 年 1 月から平成 17 年 3 月まで、職員の職位に応じ 1.8%~5.8%の給料の減額措置が行われていました。

(イ) 東北他県の職員との比較

平成 17 年4月における本県の行政職給料表適用職員の給与水準を 100 とした場合、東北他県の職員の指数の平均は 99.5 となっています。

オ 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、平成17年8月15日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告を行うとともに、平成17年4月における官民給与を比較した結果、民間の給与が国家公務員の給与を0.36%下回っていることが明らかとなったことから、国家公務員の給与を民間の給与に均衡させるため、給料表の減額改定を行うよう勧告を行いました。また、初任給調整手当の引下げ、扶養手当に係る配偶者の手当額の引下げ、勤勉手当等の引下げ等を勧告するとともに、12月期の期末手当等について、官民給与を均衡させるための調整措置を講じた上で実施することとしました。

さらに、国家公務員の基本給(俸給)は、民間の全国平均の水準を基礎に定められているため、民間賃金が全国平均よりも低い地域では、公務員の給与が地場企業の賃金より高くなっていることから、地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、全国共通に適用される俸給表の水準を平均4.8%引き下げ、一方で、民間賃金が高い地域には、3%から最大18%(現行調整手当は最大12%)までの地域手当を支給するよう勧告を行いました。また、現行の普通昇給では、ほとんどの職員が1年に1号俸昇給していることに加え、特別昇給についても、持ち回り的な運用になりがちであるため、昇給への勤務実績の反映が十分行われているとは言い難い状況となっていることから、現行の俸給表の号俸を4分割することにより、弾力的な昇給幅を確保した上で、普通昇給と特別昇給を勤務実績の評価に基づく昇給に統合し、勤務実績を適切に反映できるよう整備を図ることとしました。

以上のほか、スタッフ職職員の適切な給与処遇が行えるよう専門スタッフ職俸給表を新設すること、俸給の特別調整額 (管理職手当)の職務・職責に応じた定額化すること、本府省における職務の特殊性・困難性、人材確保の必要性に配慮した本府省手当を新設することについて、平成22年度までの間に順次実施することを報告するとともに、公務員人事管理について報告を行っています。

カむすび

(ア) 給与勧告の考え方

職員の給与は、地方公務員法において社会一般の情勢に適応するよう、随時、適当な措置が講じられなければならないものとされており、人事委員会の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、県民の支持と理解の得られる、適正な給与を確保するものでなければなりません。

このような考えの下に、岩手県人事委員会は、法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間従業員の給与とともに、 国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、勧告を行ってきたところです。

平成17年4月における給料の特別調整額の減額後の公民較差は△3.57%であり、県内における公民均衡の視点からは、その較差を調整すべきとの考えもありますが、次に述べるいわゆる給与構造の改革との関連、国家公務員の給与制度との均衡、連年にわたる職員給与のマイナス改定等を踏まえた職員の士気への配慮、さらには、他県の動向を含め給与決定の諸事情を総合的に勘案し、平成17年の職員給与のうち、給料表並びに初任給調整手当、扶養手当、期末手当及び勤勉手当について、人事院勧告に準じて改定する必要があると判断しました。

なお、年間給与の調整措置についても、人事院勧告に準じて、12 月期の期末手当において調整を行う必要があると考えます。

また、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)については、行政職給料表との均衡及び他の都道府県における教育職給料表の改定の動向等を考慮して改定する必要があると考えます。

交通用具使用者に係る通勤手当については、実費弁償的な手当としての性格上、昨今のガソリン単価の高騰等を考慮して改定する必要があると考えます。

次に、人事院が勧告している給与構造の改革との関係についてですが、この改革は、現在の給与制度が確立して以来、

最も大きな改革であり、また、職員の勤務条件の根幹を為す給与制度の大きな転換となるものであることから、岩手県 人事委員会としてこれまで、諸情勢の分析等に努めながら、慎重な検討を進めてきたところであります。

その結果、給料表水準の平均 4.8%の引下げを含む給料表構造の見直し、調整手当に替わる地域手当の新設、枠外昇給制度の廃止、勤務実績をより的確に反映し得る昇給制度への整備、55 歳昇給停止措置に替わる 55 歳昇給抑制措置の導入及びボーナスへの勤務実績の反映の拡大などの給与構造の改革についても、県内民間従業員の給与並びに国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、人事院勧告に準じた措置を講ずる必要があると判断しました

なお、実績反映を一層進めるための昇給制度、勤勉手当制度の見直しに当たっては、客観的な事実の把握に基づく勤務成績の判定が適切になされるよう、岩手県人事委員会としても、判定の尺度の例示や判定基準を示すこととしたいと考えています。

教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)についても、平成17年の給料表の改定と同様に、行政職給料表との均衡等を 考慮して改定する必要があると考えます。

また、号給構成については、人事院勧告の趣旨をも踏まえ、岩手県における最高号給を超える者の在職実態を踏まえた措置を講ずることが必要と考えます。

なお、この給与構造改革を円滑に導入する観点から、人事院勧告に準じた所要の経過措置が必要と判断しました。

(イ) 職員給与の適正化の推進

地方公務員給与のあり方に関し、国民からの疑念や批判があることについては、岩手県人事委員会としても極めて憂慮すべき事態にあると認識しており、この機会に他団体における不適切な事例等をも他山の石として、岩手県職員給与に対する県民の理解が深まる方途を一層講じられるよう望むものです。

任命権者におかれてはこれまで、退職時特別昇給の廃止や特殊勤務手当の全面的な見直し等に鋭意取り組まれてきており、これまでの努力に対しては、敬意を表するものです。

しかしながら、一方、いわゆる「わたり」が未だに存在するなど、今日的な視点では、県民理解を得ることが困難と 思われる制度及び運用が一部に認められるところです。

「わたり」の導入等に関しては、職員の士気の高揚や他県との均衡等諸般の事情を勘案し、岩手県人事委員会としても容認してきたものですが、給与構造の改革に取り組むこの時期に当たり、任命権者におかれては、「わたり」の廃止、縮減を含めた給与制度、運用の適正化について、任命権者間及び職員団体との協議を含めたなお一層の取組みを進められるよう望むものです。

(ウ) 職業生活と家庭・地域生活の両立支援策等

職員の労働時間の短縮については、これまでも付言してきたところですが、職員の心身の健康管理や職業生活と家庭・地域生活との両立、さらには、公務能率の維持・向上という観点からも重要であり、各任命権者における多様な取組みが行われ、超過勤務の縮減等に着実な成果を挙げてきています。今後においても、管理者のリーダーシップと職員との相互理解の下に、年次休暇等の休暇の取得促進や超過勤務時間の縮減等の取組みが一層進められるよう期待するものです。

岩手県人事委員会としても、国の動向等を注視しながら、育児・介護のための短時間勤務制の導入等を含め、職業生活と家庭生活の両立支援策について、引き続き研究、検討を進めたいと考えます。

(エ) 要請

地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、この勧告を実施されるよう要請します。

(2) 勧告

職員の給与について、次の措置を講ずるよう勧告を行いました。

ア 改定の内容

- (ア) 平成17年の給与改定のための関係条例の改正
 - a 一般職の職員の給与に関する条例の改正及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正
 - (a) 給料表

現行の給料表を人事院の勧告に準じて改定すること。

(b) 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度について、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(c) 扶養手当

配偶者に係る手当の月額について、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(d) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、支給月額の限度を35,000円とすること。

- (e) 勤勉手当
 - ① 平成17年度の支給割合

人事院勧告の内容に準じて改定すること。

- ② 平成 18 年度以降の支給割合 人事院勧告の内容に進じて改定すること。
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正
- (a) 給料表

現行の給料表を人事院の勧告に準じて改定すること。

(b) 期末手当

人事院勧告の内容に準じて改定すること。

- c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
 - (a) 給料表

現行の給料表を人事院の勧告に準じて改定すること。

(b) 特定任期付職員の期末手当

人事院勧告の内容に準じて改定すること。

- (イ) 給与構造の改革のための関係条例の改正
 - a 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正
 - (a) 給料表

(ア) a (a)による改定後の給料表を人事院の勧告に準じて改定すること。

新給料表への切替えは、人事院の勧告に準じた切替えをすること。

(b) 昇給制度

昇給制度について、次のように改めること。

- ① 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績等に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとすること。
- ② ①の場合における昇給の号給数は、人事院勧告の内容に準じたものとすること。
- ③ 職員は、その属する職務の級における最高の号給を超えて昇給しないものとすること。
- (c) 地域手当

一般職の職員の給与に関する条例第28条の2及び第28条の3並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例第23条の2の規定による調整手当を地域手当に改め、支給対象職員及び手当の月額等については、人事院勧告の内容に準じたものとすること。ただし、医師及び歯科医師に係る特例以外の地域手当の特例については、導入しないものとすること。

- b 一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の改正 国の措置に準じて改定すること。
- c 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(ア)b(a)による改定後の給料表を人事院の勧告に準じて改定すること。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(ア) c(a)による改定後の給料表を人事院の勧告に準じて改定すること。

イ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。ただし、 $\mathcal{F}(\mathcal{F})$ a (e)②、 $\mathcal{F}(\mathcal{F})$ 及びイ(ウ) a から c までについては、平成 18 年 4 月 1 日から実施すること。

(イ) 平成17年12月期の期末手当の特例措置

平成17年12月期の期末手当について、a及びbに掲げる給与の額を基礎として、人事院勧告の内容に準じた調整措置を講ずること。

- a 平成17年4月1日(その日の翌日以後に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)及び教職調整額の月額の合計額
- b 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額
- (ウ) 経過措置
 - a 差額の支給
 - (a) ア(イ)による改定後の給料表の適用の日(以下「切替日」という。)における給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しない職員に対しては、人事院勧告の内容に準じて差額に相当する額を支給すること。切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情を考慮して上記の差額に相当する額の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員についても、これに準じて差額に相当する額を支給すること。
 - (b) (a)の差額に相当する額は、一般職の職員の給与に関する条例、一般職の職員の給料の調整額に関する条例、 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例及び市町村立学校職員の給 料の調整額に関する条例の規定の適用については、これらの条例に規定する給料に含まれるものとすること。
 - b 昇給に関する特例措置

平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間におけるア(イ) a (b)の昇給については、人事院勧告の内容に準じた措置を講ずること。

c 地域手当の支給割合の特例措置

平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給割合については、人事院勧告の内容に準じた措置を講ずること。

d その他所要の経過措置

aからcまでに掲げるもののほか、この改定に伴い、人事院勧告の内容に準じて所要の経過措置を講ずること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位: 件)

| | | | | | (1 1 1 1 7 |
|-----------------|------|----------------|------|---------------|-------------|
| 内 容 | 受理件数 | 前年度からの 繰越件数 | 判定件数 | 取下げ・打切 り件数 | 次年度繰越件数 |
| 教員研修受講に係る特免要求事案 | _ | 6, 219 | _ | _ | 6, 219 |

| 平成 15 年 12 月支給の勤勉手当に係 る減額措置の取消し及び減額分の追 加支給要求事案 | - | 1 | 1 | ı | _ |
|--|---|---|---|---|---|
| 職務能力向上プログラム適用の取消 等要求事案 | 1 | _ | _ | 1 | _ |

4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

(単位:件)

| 内容 | 受理件数 | 前年度からの 繰越件数 | 判定件数 | 取下げ・打切 り件数 | 次年度繰越件数 |
|--------------|------|----------------|------|---------------|---------|
| 大量争議関係事案 | _ | 21,070 | _ | 11 | 21, 059 |
| 懲戒戒告処分修正請求事案 | 1 | | 1 | _ | _ |